

(仮称) 北谷津の森オートキャンプ場整備運営事業者公募型プロポーザル質問、回答

※質問については、一部要約等を行っているものもあります。

頁	該当箇所	質問	回答
4	■想定する施設イメージ（参考）	「テントサイト（100区画程度）」と記載しているが、参考であり、サイト数の下限や上限はないという認識でよいか。	お見込みのとおりです。 地域資源である現存の森を活かした「さらなる地域の活性化」につながるよう、事業者のノウハウを最大限発揮した自由な提案を期待しています。
4	（ウ）利用規約等の作成	「特に夜間については、周辺地域の居住環境等に十分に配慮した運営を求めます。」と記載しているが、配慮が必要な事項の具体例があるか。	宿泊施設であることから、周辺の居住者からは音等への懸念が示されており、利用者の夜間の過ごし方や車両の運行等についての配慮を検討してください。
4	（エ）オートキャンプ場の名称について	「施設名称について協定事業者が決定するものとします。」と記載しているが、名称設定の条件等はないのか。	キャンプ場の施設名称の考え方には条件等は設けません。
4	（エ）オートキャンプ場の名称について	キャンプ場を含めた周辺整備に伴い、場外に看板を設置する予定はあるか。	施設周辺に設置されている道路案内標識については表示を更新することを想定していますが、面積が限られることから、すべての施設を表示できるかは未定です。
4	（ア）環境学習プログラム	実施回数等の条件はないという理解でよいか。	お見込みのとおりです。 現時点で事業者として想定する内容及び開催頻度等を提案してください。 なお、具体的な実施内容については、各年度にニーズ等を踏まえて検討するものとします。
4	※環境コンシェルジュ	いずれかの施設に常駐するという認識で良いか。	常駐することは想定していません。
4	※環境コンシェルジュ	環境学習コンシェルジュへ環境学習プログラムを依頼することは可能か。	事業者自らが実施することを求めます。
5	（イ）周辺施設等との連携方策	「市としてエリアマネジメントの枠組みを検討している」と記載しているが、事業者にどのような関わり方を求めているのか。	エリアマネジメントの具体的な活動については今後の検討となります。エリア全体での情報発信や活性化のイベント実施等を想定しているため、これらの取組みとの連携方策等のアイデアがあればご提案ください。
5	ア 本事業の事業区域	事業区域は「約3ha内」と記載されているが、キャンプ場を整備する面積の上限であり、実際に整備する面積の下限等の条件はないという理解でよいか。	お見込みのとおりです。

6	(ア) 上下水道等の接続について	市が整備する浄化槽について、事業者が「修繕等」も負担すると記載されているが、この負担の範囲は小破修繕までで、大規模修繕等については市の負担という理解でよいか。この負担区分については、協定等において整理するという理解で良いか。	事業者が負担する範囲は、法定検査や保守点検、清掃とし、募集要項の記載を修正します。
6	(ア) 上下水道等の接続について	浄化槽は何人槽を想定しているか。	詳細は今後の設計過程で検討してまいりますが、類似施設を参考に、現時点では50人～100人槽を想定しています。
6	(ア) 上下水道等の接続について	事業者がじゃぶじゃぶ池のようなものを設置する場合、上水とは別途、井戸を掘削して地下水を利用することは可能か。排水処理は地下浸透でよいか。	一定規模以上の井戸の利用については千葉市環境保全条例の許可が必要となります。 また、排水については、事業区域から公共用水域等へ流出することのないよう、防止に努めることができます。
6	(ア) 上下水道等の接続について	清掃工場で井戸水を活用している場合、水質検査の結果は確認可能か？	現在建設中の清掃工場においては、地下水の利用の予定はありません。 なお、建設工事における地下水への影響の有無を確認するために、清掃工場敷地内で令和4年4月まで実施していた地下水モニタリングの結果は市HPにおいて公表しています。 (千葉市HP掲載URL： <a href="https://www.city.chiba.jp/kankyo/junkan/shisetsuseibi/sinnseisoukoujou.html">https://www.city.chiba.jp/kankyo/junkan/shisetsuseibi/sinnseisoukoujou.html</a> )
6	(ウ) 市が実施する事業区域の環境整備について	市が実施する「整地」は具体的にはどのような作業を想定しているのか。	本事業において想定している「整地」とは、平にならし、地盤を安定させるような作業ではなく、表土を掘り起こし、伐採木やササ類の根等を粉碎したうえで敷きならすような作業を想定しています。
6	(ウ) 市が実施する事業区域の環境整備について	人件費・物価の高騰等が想定されるが、「市が行う環境整備の内容」として記載されている内容が令和10年度までに履行されない場合はどのような対応を想定しているか。	市が実施すべき事項についての債務不履行となり、事業者に損害を与えた場合には賠償を負う義務が生じるものと考えます。
6	(ウ) 市が実施する事業区域の環境整備について	現状の樹木は老木化や病虫害による劣化が進行しており、環境整備において相当数の伐採が必要と推測され、事業開始時点では樹木が疎らである可能性が高いが、森林育成のため、令和10年度以前から伐採・植樹事業を進めることは考えられないか。	事業区域内の立木の伐採には森林法により、千葉県との協議（連絡調整）が必要であることからスケジュールの前倒しは難しい状況です。
7	(イ) 残置森林の管理	「事業者が良好な環境を保つために必要と判断する範囲において」と記載されているが、下刈りや清掃等の範囲や頻度等は事業者の判断によるという理解でよいか。	お見込みのとおりです。
7	(イ) 残置森林の管理	市は残置森林の下刈りや清掃等を実施しないのか。	市が下刈りや清掃等を実施することは想定ていません。

7	(ア) 整備用地の扱い	「土地所有者と市が賃貸借契約を締結」と記載されているが、事業用地確保のリスク分担は市という理解でよいか。	お見込みのとおりです。
9	カ リスク分担	リスク分担について、協定においてはリスク分担表を作成する予定か。	リスク分担表の作成については事業者との協議において検討するものとします。 リスク分担の考え方も含め、現時点で想定している協定書（案）は別途ホームページに掲載します。
11	(7) 協定の締結	基本協定書の案をお示しください。	現時点で想定している協定書（案）は別途ホームページに掲載します。
一	別紙1：北谷津の森・新清掃工場周辺整備基本計画（令和5年12月策定）	基本計画によると近隣に温水プールが整備され、施設内にはシャワーも設置されることがあるが、キャンプ場利用者も利用可能か。	現時点での決定事項ではありませんが、シャワーのみでも利用可能となるよう検討を進めています。
一	別紙1：北谷津の森・新清掃工場周辺整備基本計画（令和5年12月策定）	シャワーの利用時間は。	新たに整備する温水プールの利用時間等については、今後実施する整備運営事業者の公募手続き等を踏まえて決定します。  ■現在の北谷津温水プールの利用時間等（参考） ・開館時間：午前9時から午後9時まで ・休館日：年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）（※） ※施設設備修繕等により臨時休館する場合があります。
一	別紙2：配置計画図	提案書作成用にCADデータを提供することは可能か。	個別に提供しますので、問合せ先のアドレスにメールで依頼してください。